

高齢者等配食サービス事業所の情報提供に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市に居住する一人暮らし高齢者等に対し、個人向けの弁当や食事等を配達する事業所の情報提供の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で定める配食サービスとは、特定かつ多数の高齢者等に対し、主食及び副菜の組み合わせを基本とし、1食分を単位とした調理済みの食事を配達することをいう。

2 前項に定める「配食サービス」には、小売店で販売される弁当等や、宅配されるピザ、ラーメン、うどん等で単品での提供が前提のものは含まない。

(情報収集の方法)

第3条 情報収集については大川市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）へ「配食サービス事業所の大川市ホームページ掲載届出票【新規掲載】(様式第1号)」を掲載し、掲載を希望する配食サービス事業所からの届出を受理することで行う。ただし、初回については本市とひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定書を締結している配食サービス事業所へアンケートを実施して情報収集を行う。

(情報提供の方法)

第4条 情報提供についてはホームページへ掲載するほか、大川市健康課高齢者支援係窓口への設置、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等への配布により行う。

(掲載内容の変更及び掲載の取消)

第5条 配食サービス事業所よりホームページの掲載内容の変更または掲載の取消の申し出を受けた場合は、「配食サービス事業所の大川市ホームページ掲載届出票【変更・掲載取消】(様式第2号)」を提出してもらい、ホームページの更新を行うものとする。

2 前項のほか、本市が掲載内容に関し不相当であると判断した場合は、掲載内容の変更又は掲載の取消を行うことができる。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。